

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(特別休暇) 第14条 2 (19) 骨髄移植のための <u>骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞</u> の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、 <u>又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞</u> を提供するときに、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認める期間	(特別休暇) 第14条 2 (19) 骨髄移植のための <u>骨髄液</u> の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、 <u>又は骨髄移植のため</u> 配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に <u>骨髄液</u> を提供するときに、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認める期間

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用する特別休暇から適用する。